民法の一部を改正する法律案要綱

第一　法定相続分（第九百条関係）

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとすること。

第二　施行期日等（附則関係）

一　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二　経過措置

この法律による改正後の民法第九百条の規定は、平成二十五年九月五日以後に開始した相続について適用するものとすること。